



G-2.
B-2.

グリーンフラ及びバイオマスフラ 識別表示制度 運用規約

2000年4月(制定)
2015年7月(改訂)

日本バイオプラスチック協会

本規約は、

グリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度

－ 別添資料 様式 X

ポジティブリスト（PL）作成基準

－ 別添資料 様式 I～III

－ 付属資料 PL記載に要する試験方法について

に関わる運用規約をまとめたものである。

1. 体制

- (1) グリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度の運用は、日本バイオプラスチック協会（以下JBPA）の下に識別表示委員会を設けて行う。
- (2) 識別表示委員会は、委員長、5名以上の審査部、3名以上のマーク管理部及び5名以上の基準検討部からなり、委員会及び各部会は構成員の2/3以上の出席をもって成立とする。
- (3) 識別表示委員長は、会長より委嘱を受けた者をあてる。
- (4) 審査部員・マーク管理部員及び基準検討部員は、識別表示委員長がJBPA会員から任命する。
- (5) 審査部員の任期は一年とし、継続就任は二期までを原則とする。
- (6) 審査部会は任期毎に半数交代を原則とする。
- (7) 識別表示委員会活動経費は、マーク会員入会金・年会費、及び審査経費を主体として充てる。
- (8) 事務部はJBPA事務局があたる。

2. マーク会員

- (1) JBPAに、正会員、賛助会員に加えて新たにマーク会員（含む・期間限定マーク会員）を設け、マーク会員（含む・期間限定マーク会員）の義務・権利はグリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度運用に関わるものに限る。
- (2) マーク会員（含む・期間限定マーク会員）の入会金及び年会費は、別途JBPA規約で定める。

3. 申請

- (1) 材料のポジティブリスト（以下PL）への記載申請は、原則としてJBPA会員（正会員、賛助会員及びマーク会員）に限る。
このうち、基幹材料である（分類A）「生分解性樹脂、バイオマスプラスチック」及び（分類E）「バイオマス由来熱硬化性プラスチック原料」のポジティブリストへの記載申請は、原則として正会員及び賛助会員に限るものとする。また、（分類B）「添加剤」については会員外の申請を認めることがある。
- (2) 製品の認定及びシンボルマーク使用申請は、JBPA会員（正会員、賛助会員及びマーク会員）に限る。
- (3) 申請者は、グリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度規約に従った申請書を提出する。
- (4) PLへの記載申請は、当協会の定める「ポジティブリスト（PL）への新規追加・修正申請書」（様式Ⅰ～Ⅲ）を用いて行なう（詳細は、各「ポジティブリスト（PL）作成基準」参照）。

- (5) グリーンプラ及びバイオマスプラ認定及びシンボルマーク使用申請に必要な資料は、申請書様式X、及び主たる用途として明記した製品サンプルとする。
申請時に製品サンプルの提出が困難な場合は、シンボルマーク取得後速やかに提出するものとし、提出なき場合は認定を取り消す場合がある。
- (6) 事務局は、必要な資料が整っていることを形式確認して審査部による審議に付する。
- (7) 申請資料は、識別表示委員会限りとし、それ以外の用途には一切使用せず、厳重に管理し、外部には公開しない。

4. 審査

- (1) 審査部は、申請者の資料についてグリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度規約に基づいて審査する。
- (2) 申請書類に疑問・不明点などがある場合は、審査部は追加又は補足資料の提出を申請者に求める。
- (3) 審査部における判定は、審査部員の 2/3 以上の多数意見に従う。
- (4) 審査部会の審査結果は、識別表示委員長に報告する。

5. 記録

- (1) PLへの記載を承認した材料は、PLに記載し、申請者に通知する。
- (2) グリーンプラ及びバイオマスプラとして認定しマークの使用を承認した製品は、登録番号を定めて認定製品リストに記載しその旨申請者に通知する。
- (3) グリーンプラ及びバイオマスプラの認定及びマークの使用を不承認とした製品については、その理由を付して申請者に通知する。
- (4) 材料PL及びグリーンプラ及びバイオマスプラ認定製品リストは、定期的に或いは追加・訂正のある度にJBPAホームページで公開する。

6. マーク管理

- (1) マーク管理部は、市場においてグリーンプラ及びバイオマスプラ識別表示制度規約が正しく遵守されているかどうかを定期的に調査する。
- (2) 調査結果は、識別表示委員会に報告して同委員長確認を受ける。
- (3) マーク使用条件に違反している製品に対しては、マーク使用を中止するよう通知し、同時にJBPAホームページにその旨掲載する。

7. 基準改定

- (1) 基準の改定は、基準検討部が行う。但し基準検討部は、その検討を技術委員会を始めとする他の委員会へ依頼、或いは該検討のための臨時委員会を設置することができる。

- (2) 改定検討結果は、識別表示委員会に報告して承認を受ける。
- (3) 審査部は、識別表示基準の改定の必要を認めた場合はその旨を基準検討部に提議する。
- (4) 基準の改定結果については、直ちにJBPA会員に開示し、同時にJBPAホームページに公開する。

付帯規則

- 1. マーク使用料：1件目は無料，2件目より¥1,000-／件とする。
- 2. マーク更新使用料：¥1,000-¥／件（3年間有効）とする。

2000年4月1日	規約制定
2001年6月25日	一部改訂
2004年12月1日	一部改訂
2006年6月	一部改訂
2007年6月	一部改訂
2009年10月	一部改訂
2012年7月	一部改訂
2015年7月	一部改訂